

和泉市人権啓発活動（エンパワメント活動）助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、人権擁護の視点や人権文化あふれるまちづくりを推進するため、市民が自主的に行う人権啓発活動に対し、和泉市人権啓発活動（エンパワメント活動）助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（助成金の交付対象）

第2条 助成金の交付の対象となるものは、前条の趣旨に賛同する団体・グループ（主として和泉市の区域内で活動し、かつ、その構成員の過半数が和泉市に在住、在勤又は在学する者であるものに限る。）又は個人（和泉市の区域内に居住し、又は勤務するものに限る。）（以下「団体等」という。）とする。

（助成の対象事業等）

第3条 助成金の交付対象事業、助成額及び対象経費は、別表第1のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

2 市又は市に準ずる団体から助成金等の交付を受ける事業は対象外とする。

（助成金の交付申請）

第4条 助成金の交付の申請をしようとするものは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1）和泉市人権啓発活動（エンパワメント活動）助成金交付申請書（様式第1号）
- （2）事業実施計画書（様式第2号）
- （3）事業経費明細書（様式第3号）

（助成金交付又は不交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定により書類の提出を受けたときは、委員会の審査を経た上で、交付の適否及び助成金の額を決定するものとする。

2 市長は、委員会の審査結果に基づき、交付の申請内容が適正と認めたときは助成金交付額を決定し、和泉市人権啓発活動（エンパワメント活動）助成金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 市長は、委員会の審査結果に基づき、助成金を交付すべきと認めなかったときは、和泉市人権啓発活動（エンパワメント活動）助成金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

4 助成事業の審査等に係る基準と決定方法は別表第2及び別表第3に定めるとおりとする。

（事業内容の変更等）

第6条 団体等は助成に係る事業内容を変更する場合においては、あらかじめ和泉市人権啓発活動（エンパワメント活動）助成金変更申請書（様式第6号）に変更後の事業実施計画書（様式第2号）及び事業経費明細書（様式第3号）を添えて、速やかに市長の承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合にあって市長が不要と認めたときは、この限りではない。

- （1）事業目的や事業実施手段が変わらない軽微な変更

(2) 事業目的が変わらない範囲における事業実施手段の軽微な変更

- 2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、速やかに、当該変更の承認の可否を決定し、和泉市人権啓発活動（エンパワメント活動）助成金変更交付決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(報告書の提出)

第7条 団体等は、助成事業を完了したときは、速やかに和泉市人権啓発活動（エンパワメント活動）助成事業実績報告書（様式第8号）、事業成果報告書（様式第9号）及び事業経費報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(助成金額の確定等)

第8条 市長は、前条の規定により報告書の提出があったときは、報告書等の書類審査を行い、その報告に係る助成対象事業の実施結果が助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、和泉市人権啓発活動（エンパワメント活動）助成金交付確定通知書（様式第11号）により団体等に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 市長は、助成金額の確定後、助成金を交付するものとする。

- 2 前項の規定により助成金の交付を受けようとする団体等は、助成金の確定通知書を受け取った日以後速やかに、和泉市人権啓発活動（エンパワメント活動）助成金交付請求書(様式第12号)により、市長に提出しなければならない。

(概算払)

第10条 前条の規定にかかわらず、助成事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、第5条の規定による助成金交付決定額の一部を概算払により交付することができる。

- 2 前項の規定により概算払を受けようとする団体等は、和泉市人権啓発活動（エンパワメント活動）助成金交付決定通知書（様式第4号）を受け取った日以後速やかに、前条第2項の和泉市人権啓発活動（エンパワメント活動）助成金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。この場合において、概算払により交付を受けることができる助成金の額は、助成事業の実施前に必要とする経費のみとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、次に掲げる場合は、第5条第1項の規定による助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 助成金を助成対象経費以外の用途に使用した場合
- (2) 助成対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (3) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、助成対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(助成金の返還)

第12条 市長は、第8条の規定により助成金の額を確定したとき、既にその額を超える助成金が交付されている場合は、和泉市人権啓発活動（エンパワメント活動）助成

金返還請求書（様式第 13 号）により団体等にその返還を求めるものとする。
（補則）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 23 日改正）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 7 日改正）

この訓令は、令達の日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	内 容
交付対象事業	事業の内容が次の各号のいずれにも該当すること。 （１） 人権擁護の観点に沿い、人権文化のまちづくりにつながる内容であること （２） 自らが企画・運営し、新しい発想を盛り込み、ユニークな活動内容であること。 （３） 事業の成果が広く市民に還元されること。
助成額	市長が認めた事業で、1 事業 10 万円を限度とする。 （ただし、予算の範囲内とする。）
対象経費	事業の実施に必要な経費（団体等の管理経費及び自ら負担すべき性格を有する経費を除く。）で次のものとする。 講演会等関係経費（謝礼・交通費・宿泊費等）、賃借料、資料代、通信運搬費、印刷出版費、その他特に必要と認められる経費

別表第2（第4条関係）

審査基準		配点
1	人権擁護の観点に沿い、人権文化のまちづくりにつながる内容である	20点
2	新しい発想を盛り込み、ユニークな活動内容である	20点
3	成果が広く市民に還元される	20点
4	プレゼンテーションの方法等について	20点
5	経費等の予算運用について	20点
合計		100点

別表第3（第6条関係）

合計得点	助成率	助成限度額
90点以上～100点	助成金交付申請額の100%	100,000円
85点以上～90点未満	助成金交付申請額の95%	
80点以上～85点未満	助成金交付申請額の90%	
75点以上～80点未満	助成金交付申請額の85%	
70点以上～75点未満	助成金交付申請額の80%	
65点以上～70点未満	助成金交付申請額の75%	
60点以上～65点未満	助成金交付申請額の70%	
59点以下	助成金交付申請額の65%	

（助成額の10円未満を四捨五入する）

●助成金額の決定方法について

- 1 申請書類、プレゼンテーション及び質疑事項を評価し、別表第2の審査基準に基づき採点を行う
- 2 各項目ごとに、全審査委員の採点を合計後、平均点を出す。
（平均点の小数点第1位を四捨五入する）
- 3 各項目の平均点を合計したものを得点とする
- 4 別表第3の合計得点から助成率を決定し、助成金額を算出する
（助成額の10円未満を四捨五入する）

※ただし予算額を超過した場合は、合計得点が高い順から順位をつけ、超えた額を2位～最下位の団体で按分し助成金額より差し引く